

「林野火災注意報」、「林野火災警報」の発令を開始します

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災（焼損面積 約3,370ha、焼損棟数226棟）を受け、火災の発生を防止するため火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から「林野火災注意報」、「林野火災警報」の発令を開始します

林野火災注意報

降水量が少ない気象状況のため、林野火災が発生する危険性が高まっているときに「林野火災注意報」を発令します。

※発令された場合、屋外での焼却行為、林野・原野等での喫煙等を行わないよう努めなければなりません。…努力義務



発令基準：次のいずれかに該当する場合

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ乾燥注意報が発表

林野火災警報

降水量が少なく、風が強い気象状況により大規模な林野火災が発生する危険性が非常に高くなっているときに「林野火災警報」を発令します。

※発令された場合、屋外での焼却行為、林野・原野等での喫煙等を行わないでください。…罰則のある義務

【制限に従わない場合、30万円以下の罰金または拘留が科されることがあります】



発令基準：林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表

発令時に制限となる行為は

発令された全域(鹿角市又は小坂町)で火の使用の制限となる行為は次のとおりです。

- ア. 林野、原野等における火入れ
- イ. 煙火(花火)の消費
- ウ. 屋外での火遊び、たき火(草木等の焼却)
- エ. 屋外での引火性又は爆発性の物品、その他の可燃性の付近での喫煙
- オ. 山林、原野等の場所での喫煙
- カ. 残火(たばこの吸い殻も含む)、取灰又は火の粉の始末

※農業上の理由等の場合も屋外での焼却行為は認められませんので、直ちに消火をしてください。

発令状況の伝達は

消防本部ホームページ、防災メール(鹿角市、小坂町)等でお知らせしますが、不明点については、お問い合わせ先にご連絡ください。

令和6年版消防白書(消防庁)

	林野火災原因
第1位	たき火 32.0%
第2位	火入れ 19.0%
第3位	放火(疑い含む)7.5%
第4位	たばこ 3.8%
第5位	マッチ・ライター 2.5%

《お問い合わせ先》

鹿角広域行政組合消防本部
警防予防課:0186-22-7325
消 防 署:0186-23-4975
十和田分署:0186-35-2006
小 坂 分署:0186-29-2119

現在の林野火災

注意報・警報の発令状況

消防本部
ホームページ

